

阿久根市民交流センター管理運営計画

平成30年9月
阿久根市

1	市民交流センター整備の背景・経緯	-----	1
	(1) 上位計画での位置付け		
	(2) 市民会館の役割と現状		
	(3) 整備までの経緯		
2	管理運営に関する基本的な考え方	-----	3
	(1) 管理運営計画の目的		
	(2) 基本理念		
	(3) 市民交流センターの目標像		
3	事業計画	-----	6
	(1) 基本計画の基本方針		
	(2) 自主事業の方針		
	(3) プレイベントの方針		
	(4) 開館記念事業の方針		
	(5) 貸館事業の方針		
4	組織計画	-----	13
	(1) 運営主体		
	(2) 専門スタッフによる市民の文化芸術活動の育成		
	(3) 市民参加と地域との連携		
5	広報宣伝計画	-----	14
6	危機管理・安全対策	-----	14
7	利用基準	-----	15
	(1) 基本方針		
	(2) 利用規則の検討		

8	収支計画	-----	19
	(1) 基本方針		

1 市民交流センター整備の背景・経緯

(1) 上位計画での位置付け

阿久根市では、市民憲章の中で、「すすんで教養を高め文化のまちをつくる」ことを目指しています。

また、平成27年に策定の「第5次阿久根市総合計画後期基本計画（平成28年～32年）」では、5つの基本目標の一つに「豊かな人と文化をはぐくみ瞳かがやくまち」を掲げ、その実現に向けて、「文化の香るまちをつくる」を政策の一つとしています。

(2) 市民会館の役割と現状

阿久根市民会館は、昭和41年2月のしゅん工から50年が経過しました。この間、文化芸術及び生涯学習の活動拠点として、多くの市民に活用され、その活動を支えてきました。

しかし、施設の老朽化が著しく、耐震強度不足に加え補修箇所も増えており、その対応が限界にきていることから、設備の不具合など市民の文化芸術活動等のニーズに応えることができなくなっています。

このため、市民の意見を受けて阿久根市民交流センター（以下「市民交流センター」という。）への建替えが始まりました。

(3) 整備までの経緯

平成21年2月に「阿久根市民会館建設基本構想」及び「阿久根市民会館建設基本計画」を策定し、平成24年10月に、都市再生整備計画事業において、「地域交流センター」と位置付け、整備を進めるために阿久根市民交流センター（仮称）建設委員会を設置するとともに、市民交流センターとしての施設のあり方について協議を進め、平成25年6月に「阿久根市民交流センター建設方針」を策定しました。

同建設方針では、これまで市民会館が担ってきた文化芸術及び生涯学習の活動拠点としての役割に加え、交流・にぎわい拠点として、多くの市民が集い、学び、交流することにより、まちに活

気があふれ、地域の魅力を高められる施設づくりを目指しています。

また、機能性・利便性・交流拠点としての機能の向上が図られるよう市立図書館を併設し、一体的な整備を行うこととしています。

2 管理運営に関する基本的な考え方

(1) 管理運営計画の目的

市民の文化芸術への関心は高く，優れた文化芸術に直接触れられる機会の創出を望む声が多い反面，文化芸術活動団体の構成員の高齢化や加入者の減少が進んでおり，地域の中で文化芸術活動を担う人材を育成することが求められています。

また，住みよい地域社会を構築していくために，住民の学べる場の充実や，自主的な学習活動及び地域に残された郷土芸能を保存・継承するための活動への積極的な支援も必要です。

そのためには，この市民交流センターの整備事業を市民会館からの単なる施設の建替えと捉えるのではなく，明確な基本理念の下，市民の声を反映しつつ市民が主体となる施設へと転換することが重要です。

このことから，市民交流センターの管理運営の考え方を整理するとともに，今後展開する事業の取組の方向性を明らかにし，多くの市民に利用され長く親しまれる施設とするために，本計画を策定するものです。

(2) 基本理念

市民交流センターは，文化芸術の創造・発展を通じた人づくり・まちづくりを目指し，にぎわいと新たな文化・歴史を創造する施設として整備することを目的としています。

また，将来的には，図書館・郷土資料館を併設することにより，それぞれの施設の機能の融合と，にぎわい，人や文化の交流を創出する交流施設となることを目指します。

さらに，市民交流センターのホールの形状は，舞台や通路など空間を解放し，一体となって利用できるものであり，近隣の施設には見られない非常に特徴的なホールであるため，その特徴を生かした創造性豊かな利用が期待できます。

これらの施設整備の目的及び特徴等を踏まえ，市民会館建設基本計画における基本理念として掲げた「恵まれた自然風土の中に

育まれる豊かな文化の創造」を引き続き管理運営の基本理念とします。

この基本理念を実現するために、次の4つの目標像を定めます。

伝える・・・優れた文化芸術に出会う機会を創る。

育てる・・・市民文化の種をまいて育てる。

学ぶ・・・生涯にわたる学びの機会を提供する。

集まる・・・日常的なにぎわいと交流を促進する。

(3) 市民交流センターの目標像

ア 優れた文化芸術に出会う機会を創る。

市民に文化芸術への関心や興味を持ってもらうために、質の高い舞台芸術を観たり、聴いたりする機会を提供するとともに、日常的に文化芸術に親しめる仕掛けづくりを行います。

イ 市民文化の種をまいて育てる。

市民と地域で育まれる文化こそが市民交流センターの中心であるという考え方に基づいた施設運営を行います。

そのために、多様な市内外の文化芸術情報を収集し、市民へ積極的に提供することで、市民の文化芸術活動への参加を促し、次代の本市の文化芸術活動の担い手の育成に努めます。

ウ 生涯にわたる学びの機会を提供する。

生涯学習の拠点として、多様な学習機会の提供に努めるとともに、市民の文化芸術活動や地域の郷土芸能などを将来にわたって伝承するための活動への支援を積極的に行います。

また、市民交流センターにおける各種事業を通じた多種多様な生涯学習の成果を発表できる場を設定したり、学んだ市民が指導者としての役割を担っていけるような人づくりを行います。

エ 日常的なにぎわいと交流を促進する。

異種の文化芸術活動の交流をはじめ，多様な世代間の交流など，多種多様な交流が生まれる事業の展開を図ります。

将来的には，併設する図書館の来館者と文化芸術活動を有機的に結び付け，地域に広がる文化の拠点としての役割を充実させることで，地域コミュニティ間の交流や市民相互間の交流のネットワークを構築します。

また，施設を活用する市民自身が，施設完成後の初期段階から管理運営に積極的に参画するシステムづくりを検討します。

3 事業計画

(1) 事業計画の基本方針

市民交流センターが多くの市民に利用され、長く親しまれる施設となるよう、ホールの形状が開放的で特徴的であることなどの施設の特性や、地域の文化資源を生かした特色ある事業を展開します。

ア 地域の文化資源を生かした活動を支援し、発信する。

地元の文化芸術団体等の活動や、伝統的な地域の郷土芸能などの「文化資源」を生かした継続的な文化芸術の活動を推進し、市内外へ発信します。

イ 施設内の様々な場所で日常的なにぎわいを創り、交流を促進する。

施設内では、ホールだけでなく、共通ロビーなどの様々なスペースで幅広い年代が気軽に文化芸術活動に参加できるような事業を日常的に展開し、市民相互間の交流を促進します。

ウ 市民交流センターの施設の特性を最大限に活用した事業を行う。

ホールやロビー等のゆったりとしたスペースを最大限に生かし、市民が気軽に参加できるような様々な事業を展開します。

また、事業展開においては、自主事業と貸館事業の量及び内容などのバランスを考慮しながら、開館から5年までと、開館5年から10年までを、以下の視点により取り組んでいきます。

【開館から5年までに目指すべき方向性】

- (ア) 市民交流センターの施設や機能を市内外に伝える広報周知事業を展開する。(施設を知ってもらい、楽しんでもらう)
- (イ) 文化芸術に触れられる機会を提供し、文化芸術に興味を持つ市民の裾野を広げる。(文化芸術に興味を持ってもらう)
- (ウ) 新たな文化活動が生まれる土壌づくりや人材の育成に努める。(人やグループを育てる)

- (エ) 施設職員の運営技能の習熟による安定的な運営を図り、安全管理に努める。
- (オ) 将来的には、市民ボランティアを含め、市民参加による事業運営を模索する。

【開館5年から10年までに目指すべき方向性】

- (ア) これまで育ててきた人材による文化芸術活動の企画提案事業を展開する。
- (イ) 施設の特色を生かした文化芸術の定着化、定例化を図る。
(市民交流センターと言えば、これがあるというものを作り上げる)
- (ウ) 市内外の各種施設との相互連携による新たな事業を展開する。(創造)
- (エ) 常に、にぎわいのある施設を目指す。

(2) 自主事業の方針

自主事業は、市民が多様なジャンルの文化芸術に触れることができるプログラムや次代を担う子どもたちの豊かな感性と心を育むためのプログラム、市民とともに、地域の独自の魅力を生かしたプログラムを積極的に展開します。

ア 日常的に文化芸術に親しめるような効果的な取組の実施

市民に文化芸術への関心や興味を持ってもらうため、多くの人が集う場所や市内外の他の公共施設等とも連携し、日常的に文化芸術に親しめるような効果的な取組を行っていきます。

イ 良質な文化芸術に触れる機会の提供

市民の豊かな感性と創造性を育むために、様々なジャンルの良質な文化芸術に触れる機会を提供します。

ウ 文化芸術活動に関わる人を増やすための多様な事業を展開

鑑賞型や体験型のプログラムにより，多様な世代が参加しやすい事業を展開します。

事業については，以下に示す目的の区分と事業区分に分類し，各区分をバランスよく実施します。

「育成・教育」・・・文化芸術活動を行う，支える人材を育成
 「鑑賞」・・・市民の優れた舞台芸術の鑑賞機会の提供
 「普及」・・・舞台芸術との多様な出会いの機会を提供
 「交流」・・・文化交流，多様な価値観の相互理解の促進
 「創造」・・・オリジナルの芸術・文化の創造活動の支援

■事業区分の考え方

事業区分	事業項目	事業内容
育成・教育	文化事業	講演会など市民の教養を高める事業を実施する。
	こどもワークショップ	学校や関係機関との連携を図り，学校以外の教育の場を創造する事業を実施する。
	おとなワークショップ	生涯学習講座や音楽・美術・演劇・舞踏などのワークショップを開催し，文化芸術活動の推進や生きがいづくりにつなげる事業を実施する。
	ボランティア体験・育成事業	サポーター・ボランティアとして運営に参加する体験事業や技能的な指導をする育成事業を実施する。
	保存・継承ワークショップ	地域の郷土芸能の保存継承及びそれを支える人材を育成する事業を実施する。

鑑賞	舞台公演	幅広い世代の市民に質の高い舞台芸術に触れてもらうために、多彩なジャンルの公演を観たり聴いたりする事業を実施する。
普及	児童・生徒（保護者含む）や若者世代を対象とした鑑賞公演	演劇やミュージカル，音楽，美術などに興味を持ってもらうための文化芸術の市民への普及事業を実施する。
交流	他施設と連携した企画展示	郷土資料館や図書館などの市内外の施設と連携し，市民が交流センターに集まる企画展示事業を実施する。
	イベント事業	交流センター主催のイベントのほか，各機関・団体が実施するイベントや民間主体のイベントを実施する。
	ロビー・広場等の活用	ホールや交流室だけでなく，ロビーや広場等の活用を図る事業を実施する。
創造	市民参加事業	市民が日頃の成果を発表する機会等を創出する事業を実施する。
	市民創造事業	演劇やミュージカル，音楽，美術など，主体的な創作活動を立ち上げるような機会を創出する事業を実施する。

(3) プレイベントの方針

市民交流センターの建物のしゅん工は、平成30年8月を予定していますが、しゅん工後は外構工事、現市民会館解体工事等も実施されます。

そのため、平成30年度は、プレオープン期間と定め、長年親しまれてきた市民会館に感謝するイベントや、市民交流センターへの市民の期待感を一層高めるイベント他をプレイベントとして開催します。

ア 市民交流センターを広く市民に知ってもらう活動の実施

市民交流センターを広く市民に知ってもらうために、完成直前の見学会やしゅん工後のプレオープン前の内覧会などのイベント施設情報の詳細をホームページや広報誌へ掲載します。

イベント開催の情報を発信するため、情報発信コーナーを現市民会館やしゅん工後のプレオープン期間中の市民交流センターに設置します。

イ 施設の運営のための市民力^o-た-養成のためのワークショップ^oや講座の開催

市民交流センターの運営を支えるサポーター(運営の様々な活動を支援する人々)を養成するための講座や、音響・照明など舞台技術に関する講座など、様々な体験型の講座を開催します。

また、開館記念事業として、市民参加型の公演を実施するために、その出演者の募集を行うとともに、公演に向けた市民参加型のワークショップを開催します。

ウ 新しい施設の円滑な運営管理につなげる

プレイベントの実施により、運営スタッフによる事業実施の試行や運営技能習熟の機会を設けることで、照明設備及び音響設備の操作方法並びに事業進行等のスキルを習得し、開館後の円滑な事業運営に反映させます。

(4) 開館記念事業の方針

開館記念事業は、新たな施設を広く市内外にアピールするとともに、施設のイメージや事業の認知度を高めていくための重要な事業となります。

そのため、平成31年度の1年間を「オープニングイヤー」開館記念事業期間として、次に掲げる内容の開館記念事業を実施し、市内外に広く発信していきます。

ア 文化芸術事業の方向性を示す事業

「恵まれた自然風土の中に育まれる豊かな文化の創造の拠点」としてのイメージを演出する事業を実施します。

また、開館後数年のみの事業だけではなく、中長期に渡り継続するような事業について、市民及び各種団体並びに市が一体となって事業展開を実施します。

イ 市民の注目を集める魅力的な事業

より多くの人々に市民交流センターを知ってもらうため、話題性のある魅力的な公演や企画展を実施します。

ウ 施設の利用方法を提案した事業

文化芸術活動をはじめ、様々な活動の発表の場として、市内外の人に広く利用してもらうために、施設の設備・機能・活用の仕方などのデモンストレーションになる事業を実施します。

(5) 貸館事業の方針

市民交流センターの貸館事業については、次の考えに基づき、実施します。

ア 市民の文化芸術活動の拡大

貸館事業は、市民の文化芸術活動の場、発表の場として、また集会や会議の場として提供することはもちろんのこと、単な

る「場所貸し」だけではなく、市民や各種団体等が企画・制作及び参加する事業に対して、市が後援及び共催することによる支援や、発表会等の企画・制作及び舞台等への技術支援を行い、市民の自主的な文化芸術活動の継続・拡大・発展を推進します。

イ 施設稼働率の向上

施設内のあらゆるスペースにおいて常ににぎわいの場を設けるため、市民交流センターの存在を市内外へ広くアピールし、市民や市内団体の活動やイベント、阿久根市の事業、市外からの利用者・団体・事業者・興行主催者などの利用を積極的に促進し、施設稼働率の向上に努めます。

4 組織計画

(1) 運営主体

市民交流センターは、現市民会館の機能を引き継ぐとともに、公益性が高く良質なサービスを安定的に提供し、本市の文化芸術の振興が図れるような組織運営を目指します。

また、市民交流センターの施設は、現市民会館とは異なる部分が多いことから、事業内容などの運営面や施設の維持管理面の安定性を考え、当面は直営で管理運営していくこととし、経費削減や行政サービスの更なる向上を図ります。将来的には、指定管理者制度の導入を検討します。

(2) 専門スタッフによる市民の文化芸術活動の育成

自主事業を積極的に展開していくために、文化芸術事業の企画・立案・実施業務の知識のほか、市民の活動を支援し育成するための専門スタッフを配置し、文化活動の推進を図ります。

また、ホールの運営には、音響及び舞台照明等施設の管理運営に豊富な経験と技量を持った人材の確保に努めます。

(3) 市民参加と地域との連携

市民交流センターの役割は、多くの市民が様々な事業及びイベント等に参加し、市民とともに文化芸術活動の拠点としての機能を創り上げていくことです。市民自らが舞台に立つことや運営に携わるなど、文化芸術活動や事業を提供する側として参画することが期待されます。

したがって、施設を利用する市民が、市民交流センター施設完成後の初期段階から、管理運営に積極的に参画するシステムづくりを検討します。

また、市民交流センターは、市内各地の郷土芸能や伝統行事を次代に保存・継承するための活動を支援する役割を担うことから、積極的に地域と連携しながら、貴重な地域の文化資源を次代に受け継いでいく活動を支援します。

5 広報宣伝計画

多様な情報媒体を活用し，市民交流センターの認知度を高め，その活動について，定期的かつ継続的に広報宣伝活動を行います。また，様々な事業・イベント，文化活動への市民の参加を促すための情報発信を行います。

広報媒体としては，広報誌，パンフレット，チラシ，ポスターの作成だけでなく，ホームページや市報等を通じた情報提供はもとより，SNSを活用した情報発信など，広く周知するための広報活動を行います。

また，阿久根の文化芸術活動の拠点として，市民をはじめ，多くの方々に愛され，親しまれる施設になるよう，施設の愛称の募集を行い，市民交流センターの話題づくり・イメージづくりを図ります。

6 危機管理・安全対策

緊急時の対応について，組織体制を明確にするとともに，想定される緊急事態ごとにマニュアルを整備するなどの取組を行い，災害や事故等が発生した場合に，直ちに必要な措置を講じることとします。

また，市全体の災害対策において，避難所施設としての利用が想定されることから，市の災害対策と連携した避難所としての機能の整備や備蓄倉庫としての活用を図ります。

7 利用基準

(1) 基本方針

市民交流センターの利用基準の策定に当たっては、幅広い年代の市民が親しみやすい「公の施設」として、公平性、効率性を保ちながら、利用者の利便性と適正な運営の効率性の確保の両立を最優先とします。

ア 利用者のニーズに配慮しつつ、適正な管理運営コストに十分留意した運営規則を制定します。

イ 開館後に利用者やスタッフの声を反映させ、必要に応じて柔軟に運営規則の見直しを行います。

(2) 利用規則の検討

ア 休館日

原則として、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を休館日とします。

施設利用の安全性を確保するため、施設の管理運営上、必要に応じて休館日を設けます。

イ 開館時間

開館時間は、原則として午前9時から午後10時までとしますが、準備や片づけ等の開館時間外利用に対しても柔軟な対応を図ります。

また、施設の予約、使用料の支払の受付については、利用者の利便性を高める観点から原則午前9時から午後10時までとします。

ウ 利用エリアの設定

市民が利用できるエリアとして、有料の「貸出施設」を次のとおり区分し、それぞれ使用料を設定します。

室名	主な用途
大ホール	音楽，演劇，舞踏等の舞台芸術の公演，発表会，講演会
舞台のみ	練習，展示，会議
下手花道	練習，展示，会議
交流室1～5	会議，集会
楽屋1～4	出演者控室，会議
ミーティングルーム	少人数の会議
多目的室	少人数の会議，出演室控室

なお，次の施設については，基本的には交流・解放スペースとして自由に利用できますが，利用用途・内容によって貸出しができるように，利用しやすい場所の範囲と使用料を設定します。

室名	主な用途
ロビー	展示，イベント，販売など
楽屋ロビー	展示，イベントなど
屋外広場	イベント

エ 利用時間の区分

貸出施設の利用時間は，次の利用区分で設定します。また，連続利用の上限は，他利用者との平等性から原則7日間とし，上限を超える利用については，運用上の支障がないよう，他の利用者と調整し，例外的な利用も可能となるよう配慮します。

室名	時間区分		
大ホール	午前	午後	夜間
舞台のみ	時間単位		
下手花道	時間単位		
交流室1～5	時間単位		
楽屋1～4	時間単位		
ミーティングルーム	時間単位		
多目的室	時間単位		

ロビー	午前	午後	夜間
楽屋ロビー	午前	午後	夜間
屋外広場	午前	午後	夜間

オ 使用手続

施設の使用を希望する場合は、原則として事前に使用内容の申請と、使用料の支払等の手続をしていただくこととします。

公平に申込みできるように、使用申込開始時期を明確にすることとし、市が特に認める場合は、必要に応じて個別に対応することとします。

カ 使用料

使用料については、利用者（受益者）負担の考えに基づき、近隣の類似施設の金額設定の状況や維持管理費用など、適正な受益者負担のあり方を考慮しながら、市民が利用しやすい料金を設定することを基本とします。使用超過時間については、別途定めま

キ 使用料の支払

使用料は、原則前納とします。

ク 減免制度、割引制度

現市民会館の使用における減免制度については見直しを行い、適正な受益者負担を求め、安易に減免をしないこととする一方、事業目的や事業内容等を審査し、各種の割引制度や支援制度の導入を検討します。

なお、今年度においては、減免・割引制度の見直しの周知期間として、現行の制度を継続します。

ケ 備品・設備使用料の設定

施設の使用料とは別に定める設備や備品などの使用料は、使用

時間区分ごとに設定します。

なお、舞台照明、舞台音響、舞台備品などについては、セット料金等の設定を行うなど、申込み時の手続の簡便化を図ります。

コ 禁止事項

公序良俗に反する行為の禁止等のほか、以下の行為の制限を行います。

【飲食】 舞台，客席での飲食は原則として禁止します。

【喫煙】 全館禁煙とします。また，屋外にあっても，所定の喫煙エリアを設置します。

【その他】 自主事業の写真撮影，録画，録音は，許可した場合を除き，禁止とします。

なお，貸館事業の場合には使用申込者の判断によることとします。

8 収支計画

(1) 基本方針

公立の文化施設においては、一般的により多くの市民に文化芸術の鑑賞機会を提供したり、施設利用の機会が得られるよう、施設の使用料やチケット代等については安価に設定されていることから、収入のみで運営経費を賄うことはできないとされています。

今後、この管理運営計画に基づいて、効果的に事業を展開していくために、必要な経費を予算化することになります。その際には、支出経費の削減に努めるとともに、収入においては、適切な施設の使用料収入、事業収入を確保し、自己財源比率の向上に努めることとします。

また、より低いコストで多くのサービスを市民に届けられるよう、国及び県並びに関係団体からの助成金等を積極的に活用する等の取組により、収入を確保することも必要となります。

さらに、助成金等を受けるためには、市が主催する事業の内容の充実が求められるため、様々な工夫を凝らした自主事業の開催が必要となります。

将来的には、年間会員制度、グループ登録や長期・長時間の利用促進制度の取組を行うことを検討するとともに、指定管理者制度等の導入も視野に検討を重ね、より効率的・経営的な視点を持った運営の創意工夫に努める必要があります。

また、施設が大規模であることから、施設や設備の経年劣化に伴う補修費の将来負担が予想されます。そのため、日頃の適正なメンテナンスに努めるとともに、施設の定期的な点検や、耐用年数による計画的な修繕・更新等を行い、不具合を未然に防止する予防保全型の管理を目指す必要があります。

適正な施設維持管理を努めながら、様々な文化芸術活動の事業を展開することで、収入支出のバランスの取れた安定した運営を継続的に行い、市民サービスの向上に努める必要があります。

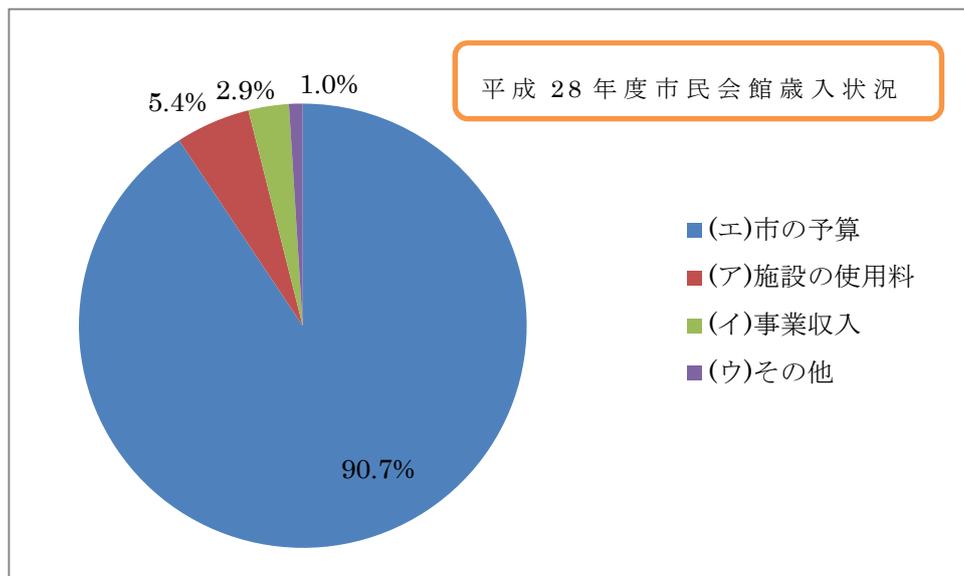
なお、本計画の策定に当たっては、市長が委嘱した15名の委

員からなる「阿久根市民交流センター管理運営委員会」を設置し、本計画において特に重要な中・長期の目標及び将来像，事業計画等を中心に活発な議論をいただき，その中での意見を踏まえながら作成しています。

支出	人件費	管理費	光熱水費	事務費	修繕費	事業費
内訳	職員給与など	設備点検、清掃、警備などの費用	電気、水道、ガスなどの使用料	通信費、消耗品費など	小規模修繕の費用	自主事業経費
収入	利用料金収入	（市が予算化する部分 ※将来的には指定管理料となる部分）			入場料収入	助成金
内訳	施設・備品の貸出料金	運営管理に係る総経費から利用料金収入および事業収入を差し引いた金額			チケット代、参加料等	国の機関、民間企業等からの補助金、助成金等

ア 収支内容（現市民会館）

- (ア) 施設の使用料収入（施設，設備，備品等の利用料金）
- (イ) 事業収入（チケット代，参加料など）
- (ウ) その他収入（国・県等の文化事業への助成，広告料など）
- (エ) 市の予算



イ 支出内容（現市民会館）

（ア） 総務費（職員給与などの人件費，事務費など）

（イ） 維持管理費（委託料，光熱水費，修繕費など）

（ウ） 事業費（講師，出演者，委託業者に支払う費用など）

